

令和2年第2回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和2年2月12日（水） 午前9時30分～午前10時50分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：井川 輝征 2番：尾上 春樹 3番：宮本 和市

4番：藤井 雅史 5番：谷口 孝一 6番：塚本 壽

7番：草野 義雄 8番：田口 昭広 10番：阪口 修一

11番：片山 幸弘

（欠席：1名）

9番：寺本 眞理子

○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1番：本郷 昭博 2番：牧 正徳 4番：矢野 解光

5番：田口 宗一 6番：下崎 省一 7番：宮島 正文

8番：坂口 恵美子 9番：道園 浩二 10番：小崎 良一

11番：木川 保 12番：一川 清 13番：野田 和夫

14番：浏上 米作

（欠席：2名）

3番：中川 光春 15番：山田 和治

○農業委員会事務局：4名

事務局長：福田 貴司 事務局次長：才保 親哉

係 長：川田 康幸 主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1 報告第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について

日程第2 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第4 議案第7号 農用地利用集積計画の審議について

日程第5 議案第8号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）

発言者	要 旨
片山会長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>先月、農業委員会長・職員の合同会議が山鹿市で開催されまして、山鹿市では、耕作放棄地の解消事業で24haほど整備し、桑を植えて蚕を養い、シルクを作る事業の事例発表がありました。餌やりは、ただ単に葉を食べさせるのではなく、桑を収穫したのち、ゼリー状にして与えており、2～3年分の量を貯蔵・保管することで、災害時等の緊急時も考えているとのことでした。また、絹や化粧品等の開発をされており、非常に耕作放棄地対策に対して取り組まれておりました。</p> <p>それでは只今から、令和2年第2回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>9番「寺本眞理子」委員、3番「中川光春」推進委員、15番「山田和治」推進委員から、欠席報告があっております。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、1番「井川輝征」委員、2番「尾上春樹」委員に指名します。</p> <p>議事に入る前に、議案書の訂正が2か所ありますので、訂正をお願いします。</p> <p>議案書6ページの8番です。備考欄の賃借料のところ「米58.7kg/10a」と記載してありますが、「米57.5kg/10a」に訂正し、総量「245kg」を「240kg」に訂正をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
福田局長	<p>おはようございます。</p> <p>本日、ご提案しております、議案等の説明につきましては、担当係長から説明させていただきますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。</p> <p>農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。</p> <p>この配分計画は、12月の総会で審議し、記載してある賃貸人から熊本県農業公社が借り受けた農地が賃借人へ配分された報告になります。</p> <p>賃借権設定の部1番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名は記載</p>

	<p>のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の5年間です。</p> <p>賃借料は備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第3号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第3号につきましてはこれで終わります。</p> <p>次に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第4号、農地法第18条第6項の規定により通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。合意解約日は備考欄のとおりです。</p> <p>本報告は、賃借人が耕作管理の困難となったことから、合意解約するもので、新しい賃借人は決まっており、議案第7号の農用地利用集積計画の審議で説明します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第4号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第4号につきましてはこれで終わります。</p> <p>次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p>

所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

転用目的は植林になります。

ピンク色総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「佐敷諏訪神社」の北西側、約180mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は最近まで竹などが生い茂っており、山林化していましたが、譲受人が伐採を行い、綺麗になっていました。譲受人に確認したところ、農地としての維持管理は困難であるということから、クヌギを植林し、管理するということでした。隣接に住宅がありますが、距離をとって植林するということでしたので、植林しても周囲に影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の2ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。

事業計画は記載のとおりとなりますが、クヌギを300本植林する計画です。排水は雨水のみの自然透水になります。

ピンク色総会資料3ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の約0.2haになります。

黄色調査書の1ページをお願いします。

- 計画の種類は贈与になります。
- 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地(その他農地)に該当します。
- 申請理由及び代替の可能性ですが、「譲渡人は県外に居住しているため、農地の維持管理が困難になり、姉に贈与するものですが、譲受人である姉も高齢で耕作管理が困難であるため、クヌギを300本植林し、山林として管理する計画です。」代替性については、転用目的が農地として維持管理が困難であるための植林であり、代替の可能性がないことを確認しています。
- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから。総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われれます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

転用目的は個人住宅です。

ピンク色総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「女島地区生涯学習センター」の北東側、約120mの場所になります。
現地確認ですが、申請地の北側に農地は存在しますが、所有者の同意があり、日照・通風等にも影響がないと思われるため、転用しても問題ないと感じました。

ピンク色総会資料の5ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。

事業計画は記載のとおりとなります。排水は申請地南側の集落排水路へ排水する計画です。

ピンク色総会資料6ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の約0.3haです。

黄色調査書の2ページをお願いします。

●契約の種類は贈与です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10haないため、第2種農地（その他農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、県外から芦北町へ家族で帰郷し、現在、実家に同居していますが、住宅が手狭になったため、譲渡人である父から申請地を無償で譲り受け、住宅を新築する計画です。」

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

使用貸借権設定の部1番、申請地の詳細、貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。

転用目的は個人住宅です。

ピンク色総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「湯浦小学校」の南西側、約80mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は住宅に囲まれている場所であり、申請地の東側に農地は存在しますが、日照・通風等に影響は無いと思われたため、転用しても問題ないと感じました。

ピンク色総会資料の8ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。

	<p>事業計画は記載のとおりとなりますが、太い黒線で囲った部分が転用箇所（申請地）になります。申請地と隣接宅地（事業計画図では上側）を住宅敷地の一面地として利用する計画です。排水は合併浄化槽を通して、申請地南側（事業計画図では右側）の既存排水路に排水する計画です。</p> <p>ピンク色総会資料9ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の約0.3haになります。</p> <p>黄色調査書の3ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約の種類は使用貸借権の設定です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請者は現在、アパートを借りて住んでいますが、祖父から申請地及び申請地隣接の宅地を無償で借り受け、住宅を建築する計画です。」 <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性が無いことを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を「8番の田口昭広」委員にお願いします。</p>
田口委員	事務局から説明のあったとおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「田口宗一」推進委員からお願いします。
田口推進委員	説明のあったとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、2番の案件を「4番の藤井」委員にお願いします。
藤井委員	事務局から説明のあったとおりでございます。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「小崎」推進委員からお願いします。
小崎推進委員	事務局と藤井委員の説明どおりです。異常ありませんので、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、使用貸借権設定の部1番の案件を「4番の藤井」にお願いします。
藤井委員	この案件についても事務局から説明のあったとおり、何ら異常ないと思われま
片山会長	担当地区の「道園」推進委員からお願いします。

道園推進委員	事務局と藤井委員の説明があったとおりです。排水等もきっちりしておりますので、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第6号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>使用貸借権設定の部1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、使用貸借権設定の部1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第7号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第7号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>賃借権設定の部1番から2番まで、農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。</p> <p>利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>転貸で設定期間は全て新規設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>3番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は甘夏・デコポンで設定期間は新規設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>この案件は、報告第4号で説明しました、賃貸借の合意解約の通知があった場所になります。</p>

議案書の5ページをお願いします。

4番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の3年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

5番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の2年10か月です。賃借料等は備考欄のとおりです。

6番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の2年10か月です。賃借料等は備考欄のとおりです。

7番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の2年10か月です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の6ページをお願いします。

8番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の2年10か月です。賃借料等は備考欄のとおりです。

使用貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。

耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の3年間です。

以上で説明を終わります。

片山会長

事務局からの説明が終わりました。

議案第7号につきまして、質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。

お諮りします。

賃貸借権設定の部1番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。

2番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。

3番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、3番につきましては、原案のとおり決定しました。

4番につきまして、異議ありませんか。
 (異議なし)
 異議なしということですので、4番につきましては、原案のとおり決定しました。
 5番につきまして、異議ありませんか。
 (異議なし)
 異議なしということですので、5番につきましては、原案のとおり決定しました。
 6番につきまして、異議ありませんか。
 (異議なし)
 異議なしということですので、6番につきましては、原案のとおり決定しました。
 7番につきまして、異議ありませんか。
 (異議なし)
 異議なしということですので、7番につきましては、原案のとおり決定しました。
 8番につきまして、異議ありませんか。
 (異議なし)
 異議なしということですので、8番につきましては、原案のとおり決定しました。
 使用貸借権設定の部1番につきまして、異議ありませんか。
 (異議なし)
 異議なしということですので、使用貸借権設定の部1番につきましては、原案のとおり決定しました。

次に、議案第8号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

川田係長

議案書の7ページをお願いします。
 議案第8号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。
 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。
 1番から3番まで所有者が同じですので、まとめて説明します。
 申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。
 現地確認の判断結果ですが、非農地と判断できると思われます。
 詳細については、資料1「非農地判断 現地確認資料」により説明します。
 1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。
 整理番号1番は「田浦阿蘇神社」の南東側、約500mの場所で、整理番号2番及び

	<p>3番は「田浦阿蘇神社」の北東側、約1kmの場所になります。</p> <p>2ページに整理番号1番の航空写真図を載せています。</p> <p>3ページに整理番号2番及び3番の航空写真図を載せています。</p> <p>4ページに整理番号1番の現況写真になり、上側が遠景、下側が近景の写真です。写真のとおり、森林の様相を呈しています。</p> <p>5ページに整理番号2番及び3番の現況写真を載せています。上側が遠景、下側が近景の写真です。</p> <p>こちらも写真のとおり、森林の様相を呈しております。</p> <p>6ページに現地確認の結果を記載しています。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、整理番号1番から3番まで全てにおいて、雑木等が生い茂り、山林化しているため、農地への復元が困難であると思われます。</p> <p>よって、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>4番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。</p> <p>現地確認の判断結果ですが、非農地と判断できると思われます。</p> <p>詳細について説明します。</p> <p>資料1「非農地判断 現地確認資料」の7ページに位置図を載せています。申請地は大野温泉センター」南東側、約750mの場所です。</p> <p>8ページに航空写真図を載せています。</p> <p>9ページに現況写真を載せています。</p> <p>写真のとおり、森林の様相を呈しています。</p> <p>10ページに現地確認の結果を記載しています。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、雑木などが生い茂り、山林化しており、農地への復元が困難であると思われます。</p> <p>よって、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>片山会長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番～3番の案件は、私が担当地区ですので、私が説明します。</p> <p>先ほど、事務局から説明のありましたとおり、ここは以前、果樹類（甘夏等）をされ</p>

	<p>ていましたが、急傾斜地で境界線もわかりにくい状況でした。そこで、非農地と判断いたしましたので、よろしくお願ひします。</p> <p>担当地区の「本郷」推進委員からお願ひします。</p>
本郷推進委員	<p>事務局と片山会長の4人で現地確認に行きました。今の説明のとおりですが、非常に荒れている土地になりますので、よろしくお願ひします。</p>
片山会長	<p>続きまして、4番の案件を「3番の宮本」委員にお願ひします。</p>
宮本委員	<p>事務局の説明とおりです。以前、非農地判断した中にこの場所がポツンと残っている状態でした。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
片山会長	<p>担当地区の「木川」推進委員からお願ひします。</p>
木川推進委員	<p>事務局と宮本委員の言われたとおりですので、よろしくお願ひします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第8号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>…5番、谷口委員。</p>
谷口委員	<p>2番と3番の件で、備考欄に農振農用地区域と書いてありますが、このような場合、こういった手法で対応するのかということと資料1の4ページの写真を見ていただき、頂上付近に荒地があるということですが、写真を見ると下の方には経営しているように見えます。なので、この場所を非農地判断しても周囲への迷惑にならないような指導等をしていただきたいと思います。</p>
川田係長	<p>2番・3番の農振農用地区域ですけれども、手続きに関しては、農政部局にこのような場所を非農地判断しますということで連絡し、全体見直しの時に非農地判断したなら、地目変更ができます。併せて、農振農用地区域から除外するような事務処理の流れになります。</p> <p>また、2つ目の問いについてですが、私もそう思います。農業委員会としても、この場所は農地に復元できないような状況（雑木等）になるので、周囲に迷惑が掛からないようにしてくださいと指導する形になります。</p>
塚本委員	<p>谷口委員の言われるとおり、下の方は経営されているようですが、このような場所はどの地区にもあるわけで、栽培している方が、草木が邪魔になる時は、手の届く範囲で切っても問題ないという考え方を持っておけば良いのではないかと思います。</p>
片山会長	<p>塚本委員のご指摘のように、境界線からはみ出した枝とかは地主の許可を得なくても切っていいという指導は以前からありましたが、利害関係等も考えられるので、一言あれば良いのかなと思います。</p> <p>他にありませんか。</p>

	…矢野推進委員。
矢野推進委員	私の経営している田んぼの周りに他人の土地が約2反ほどあり、その草払い等の管理をしています。その地主には、草木等は切って良いですよと言われるのですが、自分の経営している面積以上に周りの土地の管理をしている状況です。それで、ますます高齢化となれば、他の場所を何件も何件もありますので、農業委員会として何か対策等はないでしょうか。
川田係長	事務局としても、そのような案件があるのは認識しております。地権者には、周りに迷惑がかからないようにしてください等の指導をしています。なので、農業委員会が地権者に対して、どこまで指導できるかだと思います。そこが難しい所ではあります。
福田局長	只今、ご質問いただいた件につきましては、県内各地いろんな事例がありますので、県の農業会議にこのようなご意見があったということで、声を届けて、どこか農業委員会として出来る手立てをしていないか確認してみますので、時間を頂いて次回の総会時にご報告させていただきたいと思います。
片山会長	他にありませんか。 …一川推進委員。
一川推進委員	先ほど福田局長が調べてみるという案件がありましたので、放牧等についても、されている所がないのかなど。この間、土地に困っているから放牧等ができないかなど思っていたところ、放牧は2反から3反あれば牛1頭は養えると聞いて、町の方である程度ご支援いただいて、4反ほど固まっている場所がありますから、農業委員会では出来ないかも知れないが、何か事例がないか調べていただけないでしょうか。
片山会長	家畜を放牧して、牛を放すことで原野等を解消するということですかね。
一川推進委員	そうです。牛やヤギを飼えば、イノシシ・シカも近寄らないと話を聞きます。周りを囲って、放牧すればと思いますので、調べていただき、事例があれば紹介してほしいです。私は放牧が出来るかわかりませんが、何か参考になればと思っています。理想論ではありますが、よろしくお願いします。
片山会長	他にありませんか。 …野田推進委員。
野田推進委員	放牧の件ですが、2～3年しないと、どのような場所でも足の裏を怪我しない、雨に当たっても風邪を引かないような牛に育たないのですが、牛を放すのが怖いという人が多いため、怪我をしないような強い牛に育たないのが現状です。何で外に放さないのか、私の場合は放牧専門につくられている牧場ですから、散歩は自由で、勝手に餌として草を食べてくれるので、メリットが多いです。しかし、残念ながら他のところは、牛の準

	備が出来ていません。勉強会等も開くことができますので、見に来ていただいて、実際に体験してもらいたいと思っています。
福田局長	県の農業会議には、いつも電話等で色々な情報を提供してもらうように連絡を取り合っていますので、そのような事例があるかどうか含めたところで、お尋ねしてみたいと思います。また、家畜・放牧について1点事例があり、糞尿の問題についてですが、上流から共同水源を引っ張っているところで、下流域の共同水源利用者の方が気持ちの面でいかなものかなというような話を聞いたこともあります。そのような事例も含めたところで、県の農業会議へ情報があるかどうか確認させていただきたいと思います。
片山会長	他にありませんか。 …矢野推進委員。
矢野推進委員	中山間地域になると、その地域の人が管理するというので、いくらかの補助金が出るという話を聞きますが、それに該当しない地域では、先ほども言いましたとおり、自分が耕作している土地以外の土地まで管理しないといけない状態です。私も推進委員として、そのような状況をお話しして進めていきたいと思っていますので、農地法を守るためにも、事務局からの応援をしていただければと思います。どうかよろしくお願いします。
片山会長	農地を荒廃させないために色々なやり方があると思います。先ほどありましたように、牛を放して荒廃農地を防ぐ、ミカン園を荒らさないためにも貸し借りを勧めていくこととかありますので、皆様方も地域で少しでも耕作放棄地を無くしていける方向にご協力をお願いします。また、福田局長の話のとおり、県への確認・調べていただいて、事案があるか、ないか報告させていただきたいと思います。 他に質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。 3番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし)

異議なしということですので、3番につきましては、原案のとおり決定しました。
4番につきましては、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、4番につきましては、原案のとおり決定しました。

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。

それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。